

午前9時59分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手をお願いします。順次発言を許可いたします。

○23番（河野数則 君） それでは、質疑をさせていただきます。

16ページの緊急誘客対策事業費補助金について。まず、この事業を実施することになった状況や目的等について詳しく御説明をお願いいたします。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災の後、3月末までの宿泊キャンセルが約3万3,000名に達しまして、別府市の基幹産業である旅館・ホテルを初め観光関係者が極めて厳しい状況に置かれているという状況でございます。

そのような中、別府市旅館ホテル組合連合会が実施いたします緊急誘客対策事業に補助金を交付いたしますことによりまして、大規模な別府市への誘客キャンペーンを展開いたしまして、早い段階での観光客の増加を図ることを目的としております。

○23番（河野数則 君） 課長、中身は大方わかりました。新聞等でもいろんなことで出ておりましたのでわかっているのですけれども、問題は、今課長の答弁の中に「観光関係者」という言葉が出てくるのですけれども、旅館・ホテル、これはわかります。それで、一連の今回の事件の中で「観光関係者」とあるのは、どこまでの枠を言っているのですか。お答えください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

もう御存じと思うのですが、別府市の経済状況といえますか、就業人口を見ますと、なにがしかの形で8割を超す方々が観光に関連することで生活をなされているというようなことで我々は認識しております。

したがいまして、今回、「観光関係者」というような言葉を使わせていただきましたが、もちろん直接的に観光事業に携わる方も当然なわけなのですけれども、そういう部分と関連する、例えば旅館・ホテルの取引業者さん、あるいは交通機関、こういったものも含めてというふうな認識であります。

○23番（河野数則 君） はい、わかりました。では、次にいきます。

後でいろんな問題点を指摘したいと思っておりますけれども、まずこの事業をするのに具体的な事業内容をどのような形の中でやるのか、これを御答弁ください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

平成23年7月から平成24年2月にかけて、大手旅行エージェントを初めとして旅行会社各社に働きかけまして、別府市への団体集中誘客キャンペーンを実施いたします。

具体的に申し上げますと、例えば企業や自治会等20名以上の団体客の方々が旅行会社を通じまして別府市内に宿泊を伴う貸し切りバスを利用して旅行を行った場合に、その誘客実績に基づきまして1名の方に1,000円を助成する事業というような内容になっております。

○23番（河野数則 君） この事業は、別府市旅館ホテル組合連合会が主体性を持ってやるのですか。それとも市が主導権を持ってやるのですか。どちらなのですか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

実施主体は別府市旅館ホテル組合連合会でございますので、主導権というものは旅館ホテル組合連合会の方が持つてやるというようなことです。しかしながら、補助金という形の中で我々は5,000万を計上させていただいておりますので、当然のことながら、我々

の立場の中できちっとその流れに関してはチェックしていくような状況を想定しております。

- 23番(河野数則 君) 課長、そうなると、この5,000万の補助金が私に言わせると丸投げみたいな状況になるのですね、旅館ホテル組合が主体でやるのなら。チェックしながら、どういうふうなチェックができるのですか。難しいと思いますよ。

それともう1点。この1,000円の補助金が、いろんなことを考えてみますと、旅館ホテル組合に入るお金ではないのです。そうでしょう。エージェントに行くお金なのです。では、あなたが今言った別府市旅館ホテル組合が主導権を持ってやるのですよという中で、この1,000円が、どういう形の中で旅館ホテル組合に何か有効な結果をもたらすのですか。私は当然これはホテルに入るお金ではなくてエージェントに行くと思いますが、そこら辺の答弁をしてください。

- 観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

確かに補助金は旅館ホテル組合連合会を通じて旅行代理店に渡るわけでございますが、その結果は宿泊客の増加というような形の中で旅館あるいはホテルの実績に反映するものと考えておまして、その意味におきましては、旅館・ホテルへの補助としての役割を果たすようなことになるのではないかとこのように考えております。

この1,000円の行く先ということなのですが、これは直接お客様に還元する場合がありますし、あるいは旅行代理店が広告あたりに使う場合もありますし、いろいろなことが想定されます。しかしながら、先ほど申しましたように、最終的にはお客様に来ていただけるというようなことを考えておりますので、結果として旅館・ホテルに還元されるものというふうに考えております。

- 23番(河野数則 君) では最後にお尋ねしますけれども、私はこの緊急対策の措置の補助金ですから、反対をしているわけではありません。中身がどうもわからないのでお尋ねしておるのです。

ということは何を尋ねたいかということ、3万から4万の東日本大震災のおかげでキャンセルがあった。では、この中身を調査したことがありますか。あなた方は、今回は短時間のうちにバスに乗ってこられるお客、それも20名以上と規定されています。では、4万人近くのお客さんのキャンセルがあった。その中に個人のお客が何人なのか、いいですか、団体のお客が何人なのか、バスで来られるお客がどうだったのか、飛行機を利用されるお客はどうなのか、船を利用されるのはどうなのか、電車を利用されるお客はどうなのか、各個人の自家用車を利用されるお客さんの、そのキャンセルの内容はわかっていますか。

- 観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

ただいま御質問いただきました、どういう交通機関を使って別府に来るのか、あるいはその中の団体が何人なのか、個人が何人なのかというような分析に関しては、大変申しわけありません、行っておりません。ただ、どの方面からのキャンセルが発生したかという部分に関しましては、聞き取り調査をいたしました結果、実際に被災を受けたところ、あるいは被災を受けた近辺のキャンセルもありますが、多くの部分は九州を中心にした方々からのキャンセルというふうなお話を聞いております。

それから、なぜバスなのか、あるいはなぜ20名という団体に区切るのかというようなお尋ねでございますが、バスを使って旅行される企業、自治会等の一般団体の観光客の方々は一般的に旅行の企画から実施までの期間が短い、それから旅行会社の誘致活動がバス単位で行われるため、我々が期待しております即効性があるというようなことでございます。したがって、今回の緊急という意味においてはそういうようなくくりをさせていただいたというふうな次第でございます。

○23番(河野数則 君) それでは課長、やっぱり8億円の経済効果があるというようにも言われていますけれども、これはどんな試算で8億円になったのですか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) 答えいたします。

観光動態調査の実績に基づきまして、宿泊客の方が消費される金額が約2万円というような結果が出ております。その2万円をベースにして、計算をさせていただきました。

○23番(河野数則 君) どうも腑に落ちないのですよ。これは恐らく4万人というのは1泊のお客さんでしょう。2泊も3泊もないと思いますよ、2万円の単価なら。そうでしょう。1人のお客さんが自治会、企業にお願いして、そして貸し切りバスで来るお客さんが、宿泊費を1万円以上払うお客さんはいないと思います。私は自治会で行きます。会社で行きます。従業員を連れて行きます。その中に、例えばこんなことで1万5,000円の旅館に泊まりません。安い旅館を探して行くのです。

それともう一つは、今あなたが1人2万円と言いましたけれども、この緊急措置の中でエージェントにお願いして短期間にお客を集客しようということになると、当然1万5,000円で来るお客さんを1万2,000円にするとか、1万円で来るお客さんを8,000円にするとか、そういうことでないとできんと思いますよ。通常の料金でエージェントに1,000円バックしますからお客さんを連れてきてよ、それはできないと思いますよ。ということになると、この8億円もあなた方の机上の計算だけで、実質的にはそうではないと思っています。

それはいいです。では、このあなた方が言う8億円の経済効果。これはただお金の投資だけで、流れてくるお金が8億円なのです、今言う答弁なら。私は8億もないと思っていますけれども、では、この8億の経済。お金が落ちてお金が回遊するだけ。では、あとの波及効果と直接効果はどれぐらいあるか計算しましたか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) 答えいたします。

大変申しわけございません、そこまでの計算はまだやっておりません。

○23番(河野数則 君) ただ、市長、私に言わせると、これは緊急性ですから、いいのです。ただ、この予算はどう見ても積み上げがないのです。私に言わせると金額ありき。金額が先に決まって、それに物事をひつつけたとしか思えないのです。それで例えば5,000万のうち事務費が、宣伝費が1,000万でしょう、4,000万がエージェントにバックするのはですね。今課長の答弁は、8億円の経済効果がありますよ。これは何かいかにも8億円が別府市に入ってくる、旅館に入る、そうではないのです。ただ8億円を例えば、私に言わせれば本当は8億もないと思いますが、8億お金が動いたとしても、実質の利益、実質の収入、これが本当の直接効果なのです。この計算をしてあげないと、幾ら別府市が補助金を差し上げて、お客さん来てくださーいといったって、業界、それからおまけに旅館ホテル組合にお客さんが泊まれるのなら幾らかいいかもわかりません。それにいろんな形の中で関連事業、産業がいっぱいいつているのです。そこまでは私は計画が行かんと思いますよ。

それから、別府の中で貸し切りバスを受け入れる、この多い旅館の中で、ホテルの中で、どれぐらいの数を今考えているのですか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) 答えいたします。

まず最初の部分で御指摘がありました、実際に「利益」という形がいいのかどうか、言葉がいいのか悪いか、ちょっと何とも言えませんけれども、その辺の部分に関しましては、今回の事業を展開する中で検証いたしまして、できるだけ真に近い形のものをつかむよう努力したいと思います。

それから、具体的に20名以上の団体を受け入れる施設がどの程度あるのかなというようなお尋ねの部分ですが、旅館ホテル組合連合会に加盟している旅館・ホテルの部分でど

れだけの部分があるかというのは、申しわけありません、きちっと把握はしておりませんが、かなりの部分が受け入れられるものではないのかなというふうには考えております。

○23番(河野数則 君) 聞いていますと、なかなかやっぱり難しい答弁をされていると思います。ただ今言ったように、どうも何か金額ありきで、後にその物事をひっつけているようにしかありませんけれども、では課長、最終的に4万人来ましたよという数は、数字は、どこが把握するのですか。どこが調査をするのですか。旅館ホテル組合連合会は別府市に申告して、これだけの客が来ましたよと、それを受け入れるのですか。5,000万円の補助金を出すわけですから、私がさっき申し上げた丸投げなのですかというのがそこにあるのです。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

今回のお金の流れで申し上げますと、実際に流れていく部分に関しまして、我々がその中で関与する局面というのではないだろうというふうに想定しております。しかしながら、先ほど申し上げました5,000万という金額を補助するわけですから、その中の4,000万が直接旅行代理店あたりに流れていくわけで、その確認、あるいは人数も含めての確認、これは我々は逐次やっていく予定にしております。

○23番(河野数則 君) 課長、数を把握するのは簡単なのです。行政がわかる方法が一つある。わかりませんか。入湯税で調査すればいいではないですか。そうでしょう、1泊するのでしょうか。では旅館ホテル組合連合会、旅館・ホテルさんは全部入湯税をいただくわけでしょう。違うのですか。これは入湯税を納める数で何月何日から何月何日まで期間があるわけですから、その中で何人かすぐわかるではないですか。

だからさっきから言うように、何かどうもちぐはぐなですよ、言うことが。さっきから言うように、これは悪いとは言っていない。しかし、やっぱり市民にちゃんと伝えるような、議会にもちゃんと伝えるようなやり方をしないと、ただ何か、早く言うと、こんな言い方は悪いですけども、何か思いつきみたいな形の中でやられると、いろいろ困ったことが出てくると思いますよ。

それともう1点。では、これは今回だけの措置ですか。一過性のものなのですか、継続的にやられるのですか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

今後の予定というようなことになりましたが、今回の状況を精査する、検証する中で、今後のことは考えていきますし、やるとなれば効果的な形の中で実施できるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

○23番(河野数則 君) 市長、聞いていますと、すべてが結果。結果を見てから、今後、今後という答弁になってくるのですね。

それでは、どうも誘客するターゲットが九州・四国になっていますね、今のところ。では、以前は1,000万近くかけて県と日田市と一緒に福岡に宣伝に行っていますね、観光宣伝。これを、どうして福岡に働きかけをしないのですか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

当然九州も、あるいは当然そういうことであれば福岡という部分も今回の働きかける場所にはなっております。

○23番(河野数則 君) いえいえ、課長、違うのだ。聞いていることは。簡単なのだ。バスで来るのでしょうか。3時間も4時間も5時間もかけてバスでは来んのですよ。なるべくバスで来るのは1時間、2時間。自治会さんをお願いするなら、そんなに若い人はたくさん来ません。3時間も4時間も片道かかってバスで来られんですね。では、これは何のために宣伝に行っておるのですかということになるのです。こういう緊急性を想定して別府宣伝をしてきたのではないのですか、今まで。私に言わせると、やはり一番先に福岡と

いうことにならんのかな、何で九州・四国の名前が出てくるのかなと思う。それはいいのですよ、やるのは。しかし、四国から来ればフェリーに乗って時間をかけて来る、なかなか難しいと思いますよ。

それと、もう1点言いたいことは、4万人近くのお客が来れば観光関連のお客さんにも、観光関連の業者にもお金が落ちるといような答弁がありました。私は、落ちないと思っています。なぜなら、貸し切りバスで来るお客さんは、立ち寄るところは、市長、決められておるのです。わかりますか。観光するところも決まっています。昼食をするところも決まっています。そうでしょう。土産を買うところも決まっています。別府市の商店街で土産屋さんはいくらあります。そこには買い物に来ません。ですから、さっきから言うように、別府市の観光関連の関係のところにとれぐらいの波及効果が出るのですかとお尋ねしておる。

あなた方は、それでは観光バスを借りて自分の買い物をしたいのであるのでここに行っていていただく、そんなことができますか。できんでしょう。土産を買うところは決まっておるのです。昼御飯を食べるところは決まっておるのです。泊まる場所も決まっておるのですね。そういう中で何か安易にお客さんが3万、4万キャンセルがあったので、その3万、4万取り返せばいいというように何か想定の中でこの予算が組まれているのかなという気がしてなりません。

それと、今課長の答弁の中で一過性のもものでは、今回だけではないのですよ、継続的にやりますということになると、これは市長、こういう予算は補助金がつきません。ほとんど別府市の単費です、そうでしょう。今回は5,000万です。では、この次は500万、100万なんかいうわけにはいかんと思います。また2,000万、3,000万なり、当然補助金を出すことになると思うのです。そこら辺も含めて、やはり最初からちゃんとした計画の中でやるべきではなかったかなというふうに思いますが、いかがですか。

(答弁する者なし)

○23番(河野数則 君) ちょっと、そこまで課長に答弁させるのは酷だと思えます。

そこで、市長にちょっとお尋ねしたいのですが、私の考えの中で、この話も東日本大震災の中で別府市にこれだけのお客のキャンセルがあったという中で、9月議会にすべてのものを整理して、9月議会でこの補正を上げるという話を漏れ聞いたことがあります。私は、こういうことをやるのなら余り何か取ってつけたことをするのではなくて、やっぱり後のことを考えて、本当に別府市にちゃんとした形の中でお客さんに来ていただけるということになれば、ちゃんと、やっぱりさっきから言うように計画性を持ってやるべきだと思いますよ。これはどうしてこの6月に補正で緊急に上がってきているのか、そこら辺も不思議なのです。そこら辺を、わかれば教えてください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

御指摘の部分に関しては、我々もそういう部分に関しては考えなければいけないのかなというふうに思っております。ただ、何度も申し上げておりますが、今までになかった3万3,000人あるいは3万4,000人というキャンセルが出たわけで、その部分を行政として何らかの形で手当てをしなければいけないというような状況になったものですから、今回の議会に計上させていただいたというふうな状況でございます。

○23番(河野数則 君) きょうは予算の審議ですから、一般質問ならいろんな付録をつけて言いたいのですが、これ以上言いません。

ただ最後に、議運の委員長から20分で終われという、ちょっと時間が過ぎましたけれども、ただ一つだけお尋ねして終わりますが、個人のお客さんについては、今後いろんな対応策をとるといことで聞きましたけれども、では個人のお客、これは今一番簡単なやり方でやっておるのです。市長、一番簡単なやり方。エージェントにお願いをして観光バ

スに20人以上ですよということは、簡単なやり方です。では、個人のお客さんにまた来ていただく。これはどんなやり方をするのですか。どんな調査をして、どうやるのですか。わからないと思いますよ。では1件1件旅館・ホテルに、これをもし継続でやって、個人のをさっきやると言いました。それでは個人が予約はどれくらいあるのですかと調査を出してやるのですか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、先ほどもお話ししましたが、個人のお客様がどういう動きの中で別府に来られているのかというのをまず確認しなければいけないと思っております。それから、やるとする場合、個人のお客様を対象にしてどういう形でこ入れするのか、あるいは手当てをしていくのかという部分に関しては、詳しい部分に関してはこれから詰めていかなければいけないと思いますが、おっしゃったように今回の形のものを個人のお客様に当てはめるといことは、これは物理的には不可能だというふうに思っております。

○23番（河野数則 君） いや、そこが一番難しいと、さっきから言っているではないですか。そんなことでいいのですか。そんな別府に来ていただくお客さんに、あなたはこれ、何にもありませんよ。さっき、あなたの答弁の中で、私は、1,000円はエージェントに差し上げるのですねという質問をしたら、いやいや、お客さんにもそれがひよっとしたら還元があるかもわからない。そうでしょう。例えば、エージェントが500円取って500円お客さんに還元するかもわからん。300円、700円にするかもわからん。しかし、そうなれば、一般のお客さんには何も別府に来てメリットがないということになる。そうなるでしょう。

それからもう1点。なぜ観光バスだけなのかなと思うのです。いろんな交通網が発達した中で、別府駅に着いたお客さん、それから関西汽船で着いたお客さん、港に着いたお客さん、飛行機で来るお客さん、この人だってやっぱり数はわかるわけでしょう。それを例えば、別府駅に着きました。では、地元のバス会社に観光をお願いしてくださいとかできるではないですか。タクシーに、8人来れば、ジャンボタクシーにお願いできませんとか、4人ならタクシーを雇ってくださいとか、いろんな策が講じられるのですよ。ただ一番簡単なバスに20人以上乗せて来るとい、一番簡単な方法をとって5,000万使おうとしている。さっきから言うように、別府の観光関連の業者の方に何にもメリットがないではないですか。あるのはエージェントだけでしょう。それを言いたいのです。ですから、積み上げが何もなされていない。金額ありきでこの予算を組まれたのですか。緊急予算ですから、中身はわかります、やり方は。やっぱりやり方を間違わないようにちゃんと説明できるようなやり方をしないとだめです。さっき、個人はどうなるのですかと言ったら、個人は難しいと。難しいですよ、それは。そうでしょう。しかし、課長、部長、それから市長。個人のお客さんが一番大事なのです。なぜかわかりますか。私がさっきから言うように、個人のお客さんというのはやっぱりいい旅館に泊まっていただけ。別府の市内でいいものを食べていただけ。市内に食事に来ればいいものも、お土産も買っていただけ。こういうお客さんもやっぱりターゲットにしないと、ただバスで来られて決まったところでお土産を買って、決まったところで食事をして帰る。決まったところで観光をする。これだけでは別府観光は成り立たんと思いますよ。そこら辺も、やっぱり今回のこの教訓に整理するべきかな。

市長、時間が12分あります。もし市長の答弁が私が満足すればまた質問しませんが、市長が何か答えていただいて、私の納得がいけば、もうこれで終わります。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

大変温かいきめ細かな御指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の緊急誘客対策事業というのは、先ほど課長が答弁をされましたように、今回の東日

本大震災後の旅館・ホテル宿泊キャンセルのすごさを考えますと、何とかしてあげたいなという思いからスタートしました。今の別府観光を盛り返すための緊急的な対応策として、今回議会に計上させていただきました。今回の事業でももちろん別府にお越しになるであろうお客様、もちろん旅館・ホテルに宿泊をしていただくだけでなく、ぜひお越しの場合は市内の観光施設も含めてめぐっていただいたり、また商店で買い物をしないと言っているのですが、できれば商店で買い物をしていただいたり、夜はぜひ料飲街に繰り出していただきたい、別府を満喫していただきたいという強い思いがあるわけでございまして、このことについてはいろんな関係者、観光関係者の皆さんにもしっかり連携をとってお出しをしていただこうということを考えていきたい、このように考えております。

また個人客の問題、大変個人客は大切にございます。私も今、九州・別府は安全ですよという思いで、トップセールスとして北京にも行ってまいりましたし、また韓国を含めて、また台湾を含めて安全宣言をさせていただきました。個人客が、今別府は安全なのだな、九州は安全だなという思いを持って少しずつお客が戻ってきている状況もありますので、できればそういう方々に対しましても、何らかの形で、ああ、別府に行ってよかったと思えるような、そういう対応策がないのかなということをしっかり考えていきたい、このように考えております。

今後ともたくさん御指摘をいただきましたこのことをしっかり踏まえて、議会と一体となって私は別府観光浮揚のために邁進していきたい、こう思っていますので、どうぞよろしく御支援をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○10番（市原隆生君） 私も、今の河野議員さんと同じで、緊急誘客対策事業費補助金についての質問を上げておりました。細かい点までさまざま今やり取りがあったわけでありますけれども、先般、旅館・ホテルの関係者の方ともちょっとお話をいたしまして、大変にありがたいこの制度だということいただきました。今回は緊急ということで、今も何回も答弁でお答えになっておられましたけれども、緊急性を持ってということで細かい指摘がありましたけれども、ぜひともこういう、別府は観光地でありますので、観光産業を後押しできるような対策を一過性だけではなくて、この事業をやるならやって、精査しながら引き続き観光を後押しできるような対策をしていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今回の部分は、緊急的な措置としての誘客事業となりましたが、今後につきましては、今回の事業の検証を重ねまして、御指摘の部分を含めまして、より実効性のある施策の展開を図れますよう、関係者の方々と協議・検討、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○10番（市原隆生君） そこで、大分県につきましても9月にこの同様の事業を実施するというふうにお聞きしたのですけれども、具体的にはどのようなものになるのでしょうか。お尋ねします。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

大分県につきましては、県内に宿泊を伴う団体バス旅行の誘客に対する旅行会社の助成事業を計画しているようでございます。総額3,300万円を7月県議会での補正予算の提案に向けて現在詰め作業に入っているというふうに聞いております。

○10番（市原隆生君） この点につきましては、別府市として十分に活用できるようにしっかりと準備を進めていただきたいと思います。

また、あわせて指摘をいただいたのですけれども、09年度のそれぞれの県の観光に対する補助金が、大分県は47番という指摘をいただきました。100ある県の中の47番だったら真ん中辺でありますけれども、47県中の47番、本当に別府、湯布院と観光地

がある大分県で大変不名誉な数字だなというふうに思いながらお聞きをしたところであり
ます。ぜひとも今回の本当に大震災、私も先般、仙台に行ったら、周辺に行ってみ
ましたけれども、大変なことだなというふうに感じました。それを受けての観光客の減少、
また宿泊客の減少というのは本当に切実なお声を聞いたところであります。何とか立て直
しに後押しできるような対策を今後とも引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で、この項目は終わります。

次に13ページの1128事業で、子育て世帯住宅改修助成に要する経費についてとい
うことでお尋ねをしたいと思えます。

まず、予算的にはどのようになっているのか、お答えください。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

予算的にということですので、この予算につきましては、100万円の工事に対して
15%、15万円の助成をするという形になっております。10件分で150万円の予算
化をしております。

なお、事業費の3分の2が「おおいた安心住まい改修支援事業補助金」ということで県
補助がありますので、別府市の単費部分は3分の1という形になっております。

○10番（市原隆生君） この費用、この経費を使えるというのが、戸建て住宅に関してと
いうことでありますけれども、子育て中の世帯というのは持ち家よりもアパートに住んで
いる、貸し家に住んでいるという世帯が断然に多いというふうに思っております。このよ
うな世帯が対象になっていないということでもありますけれども、子育て支援策としてはど
ちらかという的を射た事業だというふうには思えんのですけれども、その点はいかがで
しょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

この安心住まい改修支援事業は、建物の耐震補強や使い勝手などの改善のためのハード
面の支援策という形になっております。子育て支援策としては別個に考えていくべきもの
というふうに考えております。

○10番（市原隆生君） そこで、そういう事業の、工事の足しにさせていただくというこ
とでありますけれども、幾らかではあってもこういう工事等が発生しましたら、市税の増収
につながるという意味から、市内業者を優先的に使っていただきたい。これは今までの議
会の中でもさまざまな御指摘がありましたけれども、市内業者優先ということで特典をつ
けるというようなことも含めていろいろ工夫をしてもらいたいと思うのですけれども、そ
の点はいかがでしょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

公共工事と違いまして、今回の契約につきましては、個人と民間業者という形です。強
制力はありませんけれども、できるだけ市内業者を利用していただけるような形でお願
いはしていきたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） これは質問の通告はいたしませんでしたが、高齢者福祉に
関しましても同様の予算が上がっております。同様になるべく福祉につながるような工夫
をしていただいて運用をお願いしたいということで、この項目を終わらせていただきます。

最後に議第47号別府市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますけ
れども、改正の趣旨についてまずお尋ねをします。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

出産育児一時金の条例改正、議第47号の市長専決処分ということでございますが、今
回の条例の改正の内容でございますが、これは一昨年、平成21年になりますけれども、
国の緊急の少子化対策という位置づけで妊産婦の経済的な負担を軽減し、安心して出産で
きるようにするため出産育児の一時金、この金額が35万円から39万円に改められたと

ころでございます。これは期間的には1年半の暫定措置ということで平成21年10月1日から平成23年3月31日までの期間実施してきたところでございます。

このたび国の健康保険法の施行令、これが改正をされまして、暫定的に引き上げていた出産育児の一時金、これが平成23年4月以降も恒久化される。それに伴いまして別府市においても23年4月から恒久化というのが趣旨でございます。

○10番（市原隆生君） そこで、これは窓口払いをしなくても直接払いということだけでいただける。要するに妊産婦の方が退院をするときに窓口で支払いをしなくても、出産の施設が直接請求をしてその金額をいただくということで聞いております。その直接払いについてどのように利用できるのか。また直接払い、窓口払い、それぞれの実績についてお尋ねをします。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

直接払いとはどのような制度かということがまた1点かと思えますけれども、この直接支払い制度、これ自体は被保険者、妊産婦さんですね、これが医療機関との間にまず出産一時金の申請、それから受け取り、これに係る代理の契約を結ぶ。医療機関が被保険者、妊産婦さんにかかわって申請及び受け取りを直接保険者、いわゆる国保と行うという制度でございます。この制度によりまして、議員さん御指摘のとおりなのですけれども、妊産婦さんが出産時に金額としては42万円になりますけれども、まずそのお金を用意しなくて済むということになります。経済的負担が非常に軽くて済む。直接、出産費用を国保の方から病院の方にお支払いするという制度でございます。

2点目の実績ということでございますけれども、これは直接の支払い制度の部分、平成22年度の実績でお答えさせていただきます。直接払いにつきましては、件数で159件でございます。妊産婦さんが直接払われて、後で国保の方に申請するという、これは窓口払いと言いますけれども、この窓口払いの件数が6件というふうになってございます。金額についてはそれぞれ6,200万と237万という、ですから、この趣旨自体が非常によく浸透しているのではないかとということでございます。

○10番（市原隆生君） 159件と6件というお答えでありましたけれども、6件、課長とさまざまお聞きをする中で、お金を持っておられた方が直接窓口で支払いになったのではないですかということで、そうなのかなという思いもしましたけれども、やはり窓口でそういう施設の方から、こういう手続きをしていただいたら直接払わなくて、こちらが払いますよということがあれば、幾ら手元にお金があるからといって、そのまま窓口で支払われることというのがどうなのかなというふうに、後で大変疑問に思ったところであります。さっき納得したのという顔で今聞いておられるかと思うのですけれども、どうもそこら辺がちょっと腑に落ちなかったもので、この辺、ちょっとやっぱり窓口でこういう書類を出していただいたら、直接こちらが請求するので用意していただかなくてもいいのですよということを、退院するときではなくて、そこに入られたときにそういう説明があると、この6件というのが私はゼロになっていたのではないかなというような気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

この申請の時期につきましては、妊産婦さんが病院に入院する際にまず手続きをするということになります。病院側といたしましても、そこで当然その説明をするような形になると思います。この制度自体はあくまでも任意という形になりますので、この6件につきましても特定の病院ということではございません。直接支払い制度を扱っているところが当然あって、その中で1件、2件というふうなことになるってございます。ですから、周知は当然されていると思いますし、これは強制ではございませんので、あくまでも妊産婦さんの意思なのかなということでございます。

- 10番（市原隆生君） もう一度徹底をしていただけたら、いいというふうに思います。
また、施設から行政の方に請求があって実際に支払われる、これはどのぐらいの期間を置いてということになっていますでしょうか。
- 保険年金課長（悴田浩治君） お答えをいたします。
制度的な話でございますけれども、この直接支払い制度につきましては、月の10日までに申請のあった部分、これがまず医療機関から国保連合会というところに出されます。国保連合会の方から市の方に請求が来て、市の方からもう一度国保連合会の方にお返しをする。そして国保連合会から病院側に最終的には金額が流れるということになります。期間的には申請がありました月の翌月、もしくは翌々月ぐらいになろうかと思えます。早くて1カ月というところになろうかと思えます。
- 10番（市原隆生君） 1カ月から2カ月ということでありましたけれども、施設によりましては、これは今こういう声が実際が上がっていないということではあったのですけれども、やはり小さい施設で、例えば資金繰りが大変だということもあるかと思えます。こういう点も踏まえて妊産婦側にとっても、またそういう施設にとってもこれを利用しやすい運用というのをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。
- 5番（森山義治君） 今回の市議会議員選挙で初当選しました市民クラブの森山義治と申します。会派を代表して議案質疑をしたいと思えます。全く初めての経験であります。別府市の発展に一生懸命取り組む決意です。的を得ない質問かもしれませんが、執行部に真摯な答弁をお願いし、質問に入りたいと思えます。
それでは議第39号、議案書11ページの2款総務費レセプションホールの空調設備工事について、予算が1,990万4,000円となっておりますが、その内容を教えてください。
- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。
今回の補正予算の内容でございますが、議会棟屋上に設置をしておりますレセプションホールの空調設備、室外機2基のうち1基の熱交換機からガスが漏れるという故障が5年ほど前から発生をしております。その都度溶接等で応急処置をしてきたところでございます。本年1月に空調が停止をしたため、原因を調査いたしましたところ、腐食等により熱交換機の取りかえが必要であるという結果でございましたので、部品自体の保有年数がもう経過をしております。そのため部品の取りかえができないということがあるとともに、設備自体も経年劣化をしておりますので、修繕は困難であるという判断のもと、今回設備のリニューアルを行うものであります。今回、空調設備改修工事費1,791万7,000円、附帯の電気設備工事費198万7,000円、合わせて1,990万4,000円を補正予算として計上させていただきました。
- 5番（森山義治君） 今や世界は温暖化が進み、この100年で世界の平均気温が0.6度、その中でも日本の気温が約1度と、世界よりも速いスピードで温暖化が進んでいると専門家が指摘をしております。そういう中で、行政施設の空調のあり方も基本的な考えを持って進めるべきと思えます。沖縄県の読谷村役場では、室外機に定期的に水をかけることで年間500万円節電できたと言っています。省エネタイプは当然ながら、使い方にも意識を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。
次に、これに関連しますが、市役所は築26年過ぎていろいろなところが傷んできていると思えますが、今後の修理計画はどのようになっておりますか、教えてください。
- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。
市役所の本庁舎につきましては、昭和60年2月に竣工しております。以来26年が経過をしております。特に設備関係につきましては、平均的な耐用年数15年が経過をして、

さまざまなふぐあいが今発生しているような現状でございます。今後、設備の延命化を図るのか、またリニューアルをするのか、客観的かつ専門的な劣化診断に基づく判断が必要になってくると考えております。

本年度、本庁舎の建築及び設備関係につきまして、劣化診断調査等を実施すべく予算を計上しております。調査結果に基づき緊急度や問題箇所を把握した上で中長期的な施設保全計画を策定し、計画の中で年度ごとに施設整備の延命化、または更新等の実行管理を行っていきたいというふうに考えております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。ぜひとも、安く上げるだけでなく、エコに対するしっかりした方針を持って修理を進めていただきたいと思います。

続きまして、次に13ページの3款民生費のうち855要保護児童対策に要する経費の追加額が計上されておりますが、内容はどのようなものでしょうか、教えてください。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

児童虐待の防止対策の一貫として開催する「親子で楽しむファミリーコンサート」の開催経費を計上させていただいております。来年1月22日の日曜日にビーコンプラザのフィルハーモニアホールで開催したいと考えております。

○5番（森山義治君） 児童虐待は大きな社会問題でありまして、連日のように悲しい報道がされております。別府市の状況はどのようになっていますか、教えてください。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

平成22年度に子育て支援相談室に寄せられた相談件数は96件でした。種類別では、育児放棄のネグレクトが42件、心理的虐待が33件、身体的虐待が17件となっております。また、虐待を受けた子どもの年齢を見ますと、0歳から小学校入学前の学齢前児童が62件、小学生が27件となっております。

○5番（森山義治君） 今回のコンサートは、虐待防止としてどのような効果が期待できるのでしょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

核家族化が進む現在において、子育て環境が孤立化し、そのことが育児不安並びに育児ストレス、ひいては児童虐待に結びついているという状況があります。今回のコンサートは、親子が一緒に楽しみながら家族が大切にすべきこと、子育てに何が必要なのかなどを感じ取っていただくことができるのではないかと期待しております。

○5番（森山義治君） コンサートの具体的な内容を教えてください。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

出演者は、NHKの「福祉ネットワーク」や「みんなの手話」などの教育番組にも出演しております「歌う海賊団ッ！」というグループです。入場料は無料で、抽選で220組の親子を招待するようにしております。一緒に歌い、舞台に参加できる参加体験型のコンサートでありまして、子どもたちにも子育て中の親にも力強く応援するメッセージにあふれているコンサートですので、ぜひたくさん親子さんで見に来ていただきたいというふうに考えております。

○5番（森山義治君） 事業費の内容はどのようになっているか、教えてください。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

主な事業費としましては、直接の開催業務委託料が120万円、ポスター、チラシの印刷製本費が25万2,000円、会場借り上げ料が44万6,000円などですが、事業費総額196万8,000円は全額市町村児童虐待防止対策強化事業費補助金として県の補助を受けるようになっております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。国の事業ということですのでけれども、率直にどれほどの効果があるのか予測はできませんが、できれば児童家庭課として参加者に対

するアンケートや、開催前に啓発の時間などを盛り込んでいただくことで事業効果を上げていただければと思っております。ありがとうございました。

続きまして、質問に入ります。

次に16ページ、8款観光費、観光客誘致・受入に要する経費についてであります。先ほど先輩議員さんがお聞きしたので中身はわかりましたけれども、6月19日で高速道路の無料化政策が終わります。私も公共交通にかかわってきた者として実際に感じたのが、高速道路の土・日・祝1,000円や一部無料化によってバスやタクシー、鉄道、船舶の利用者が極端に少なくなったということです。今回の高速道路無料化終了によってどれほど利用者が戻るかわかりませんが、別府の観光産業を浮揚させる一つの前向きな政策として評価したいと思っております。私も継続的に実施することに賛成でございますけれども、別府の観光のPRが大事と思っております。

全国の自治体でもいろいろな観光の施策が行われておりますが、ある自治体では行政が観光名所やロケ地等のDVDあるいはビデオを制作して観光バスやジャンボタクシーに配布しPRに努めております。また、全国テレビ局のロケ支援事業等はいかがでしょうか。よい例はぜひまねをしてでもいいですので、ぜひとも別府市の観光について議論する場には、公共交通運輸産業の事業者も含めた協議の場として取り組んでいただきたいと思えます。

これで終わります。

続きまして、次に議第45号市長専決処分についてです。東日本大震災で別府市職員も東日本各地へ派遣され頑張っていたと思いますが、それぞれの派遣についてその内容及び別府市独自で派遣しているのか、国や県等の要請に基づいて派遣しているものか、その経緯について説明をお願いします。

○職員課長（榎山隆士君） お答えいたします。

東日本大震災による被災市町村に対する職員派遣につきましては、これまで救急消防援助隊、水道復旧作業チーム、保健師チーム、合計16名が派遣済みまたは派遣中であります。さらに今後、保健師チーム3名が派遣予定であります。また、ボランティア休暇を取得して3名の職員がボランティア活動を実施し、現在も1名が現地で活動しております。

公務としての派遣でございますが、まず救急消防援助隊につきましては、総務省消防庁から県に連絡があり、そこからの要請を受けて岩手県釜石市に救急車、緊急輸送車、各1台と職員6名を派遣いたしました。水道復旧作業チームに関しましては、日本水道協会大分県支部の要請を受けて、同協会九州地区が担当する福島県、別府市はいわき市でありますけれども、そこに給水車等2台と職員4名を派遣したものです。保健師チームについては、岩手県宮古市に5月と6月にそれぞれ9日間の日程で保健師2名と事務職員1名の計3名のチームを派遣しております。この保健師チームに関しましては、大分市が3月26日より4月末までの予定で宮古市に保健師チームを派遣していたところ、現地より延長申請がありましたが、大分市単独での派遣が困難なため、他市町村との共同派遣の打診を大分市から受け、別府市のほか臼杵市、日出町もこれに応じ派遣することとしたものです。現在、2チーム目が現地で活動しており、来月には3チーム目が行く予定となっております。

その他、全国市長会からの派遣要請に対応すべく一般事務職員3名を待機させております。

なお、派遣待機要請がありました下水道復旧作業人員及び被災宅地危険度判定士の派遣につきましては、待機解除の通知がありましたので、結果として現時点では派遣しないこととなっております。

○5番（森山義治君） ありがとうございました。

次に、派遣する際の経費として、緊急災害援助に要する経費を計上しておりますが、その事業内容、経費及び進捗状況について説明をお願いします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災後、本市では被災地からの要請に基づく職員派遣につきまして、迅速に対応すべく派遣に備えての予算を確保するために、1,000万円の市長専決処分を行ったものです。その内容は、派遣に要する職員の旅費、防毒マスク、化学防護服等の医薬材料費、寝袋、毛布、防寒着、作業服一式、車両用マグネットシート等の消耗品費、自動車借り上げ等の経費であり、822万2,000円を計上し、6月10日現在まで260万7,482円を執行しております。また、被災者を市営住宅10戸に受け入れるための照明設備、ガスコンロ、ガス湯沸かし器、浴槽の器具設置工事費として177万8,000円を計上し、現在までに171万3,600円を執行しております。以上合計1,000万円のうち432万1,082円を執行しております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。今回の災害はだれにも予測できなかった巨大地震、原発事故も含めての大災害となりました。多くの被災者の方々に弔意を表しますとともに、被災者皆さんの一日も早い復興を祈っているところです。参加された職員さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、今後はさらにいろいろな派遣要請があることが想定されますが、その対応についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○職員課長（樫山隆士君） お答えいたします。

震災の復興が進むにつれて、職員派遣要請の内容も変化してくることが想定されます。現地の要請に応じて他の市町村とも連携しながら、可能な限り対応をしていきたいと考えております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。恐らく今後も復興に際して専門職などの職員派遣の依頼があると思いますが、できる限りの御協力をお願いし、これで会派代表としての私の議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○15番（平野文活君） 42号について、暴力団条例についてお伺いします。

これは条文を読んでもみますと、法律がある、その法律の2条2号に規定する暴力団とか、2条6号に規定する暴力団員というような規定がありますが、県内あるいは市内でどれくらいの暴力団団体があり、どれくらいの暴力団員が県内・市内にいるのか、そういうのがわかりますか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

別府市には2組織で、約20名であると伺っております。

○15番（平野文活君） 2組織というのは、どういう意味ですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） 暴力団の組織の数が2組ということでございます。（「もう一度言ってください」と呼ぶ者あり）暴力団の組織の数が2組織ということでございます。

○15番（平野文活君） 「2組織」と「未組織」と聞き違えました。二つの団体で約20人ということであります。また、この条文の6条1項には、暴力団員や、あるいは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加させない、あるいは下請にも入れない、こういう項目がありますね。暴力団員というのは先ほど約20人と言われましたが、暴力団員と密接な関係を有する者というのはどういう人を指すのでありましょか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

まず初めに、今回上程いたしました別府市暴力団排除条例の目的と理念について御説明いたします。

この条例は、暴力団排除に関する基本理念と市及び市民との役割を明らかにするとともに

に、別府市から暴力団の排除を推進し、市民の安全で平和な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。またその理念は、暴力団の排除は暴力団を利用しない、協力しない、交際しないことを基本として市と市民等が相互に連携し協力して推進されなければならないと規定しております。

さて、議員御質問の第6条第1項第1号の暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者とは、暴力団員が役員となっている事業者、暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者、暴力団員であることを知りながらその者を雇用・使用しているもの、暴力団員であることを知りながらその者と下請契約または資材・原材料の購入契約等を締結しているもの、暴力団に経営上の利益や便宜を供与しているものなどでございます。

○15番(平野文活君) それでは、市の入札とかいうのは随分たくさん件数がありますね。また、その元請をした会社が下請に出すという下請の行為も、それこそまたその何倍もの数があると思います。また、この条例はただ入札だけが対象ではなくて、市のあらゆる事務事業が対象になる、そういうふう聞いておりますが、そういった入札なり下請なりいろんな事務事業なりに、今言われたような何項目かの暴力団等に密接な関係があるというのはいろんなことが言われましたが、だれがどういうふうに判断をするのかな、本当にチェックができるのかなというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

市から警察への照会により、警察に暴力団関係業者であるかどうかの判断を仰ぐこととなります。照会の仕方につきましては、今後警察と協議していく中で取り決めていきたいと考えております。

○15番(平野文活君) なかなか難しいなというふうに思います。また、例えば市民がこういう事例なりには暴力団あるいは暴力団関係者が関係しておるのではないかというような告発というか、あるいは問い合わせというか、そういうようなものがあつた場合にはどのように対応するのでしょうか。そして対応した結果、そうであるのかないのかというようなことも含めて、告発者に対して通知ができるのかどうか。これはどうでしょう。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

第4条第2項に、市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県その他の関係機関に対し当該情報を提供するものとするとうたっておりますので、市が県や警察機関等に情報提供することにより、県などとの連携が図られ、より効果的な施策を推進することができるものと考えております。

なお、市民等への結果の開示につきましては、その都度判断して決めたいと警察当局より返答をいただいております。

○15番(平野文活君) この条例の趣旨は立派なものだ、成功させなければならんというふうに思うのですが、ちょっと今までのやり取りの中では、これを本当に実効あるものにするというのは相当な努力が要るのではないかなというふうに思います。ぜひ、そういうものになるように運用していただきたいと思えます。

続いて46号についてお伺いします。今回の専決処分は繰り上げ充用、3億4,000万円を繰り上げ充用する、そういうものでありますが、この3億4,000万円というのは22年度末の累積赤字額だというふうに考えていいのでしょうか。

○保険年金課長(悴田浩治君) お答えいたします。

議員御指摘のこの3億4,000万という金額につきましては、累積赤字の金額、これ以下ということでございます。

○15番(平野文活君) 平成20年度から大幅な国保税の値上げがありました。その説明の中で19年度末の累積赤字額は9億2,000万円だというふうに説明がありましたので

すね。そうしますと、この22年度末の累積赤字額が3億4,000万円だとすると、この3年間に5億8,000万円の赤字が解消された、こういうことになるわけですね。逆に言うと各単年度は黒字であったということになるわけですが、各年度の黒字額、単年度収支で黒字額、それぞれどれくらいあるのか示してください。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えいたします。

平成20年度から、お答えさせていただきたいと思います。平成20年度の単年度収支につきましては約2億1,191万6,000円、それから平成21年につきましては1億4,016万2,000円、それから22年度につきましては、これはまだ確定はしておりませんが、2億2,000万程度ということでございます。

○15番（平野文活君） この3年間の実質黒字の額は、20年度2億2,000万円、21年度1億4,000万円、22年度2億2,000万円ということで合計5億8,000万円の実質黒字が出ているという結果であります。

浜田市長は、3月の議会で国保税の負担軽減に触れました。そして、どうやってその負担を軽減するのかという考え方を述べる中で、一般会計からの繰り入れも含めて検討する、こういうふうに言われました。私どもは御承知のとおり20年度からの値上げの際にも、その当時の9億2,000万の累積赤字は、これは一般会計から繰り入れして解消すべきだ、そして値上げはやむを得ないにしても最小限に抑えるべきだということを書いてまいりましたが、それは聞き入れられないままこの累積赤字を国保税の大幅引き上げによって5年間で解消する、こういう方針で値上げが決まったわけです。ですけども、3月の議会で一般会計からの繰り入れも含めて国保の引き下げ負担軽減を検討する、こうおっしゃったわけですから、私は今度のこの専決処分といいますか、6月で繰り上げ充用ではなくて、この分はせめて一般会計から帳消しする、そうすればとにかく累積赤字というのはなくなるわけですから、そうすると負担軽減、引き下げに道が開けるな、若干でも。そういうふうな期待をしておりました。

今回、そういう市長が答弁された一般会計から繰り入れて赤字を解消するのではなくて、やっぱり相変わらず繰り上げ充用の措置をとるという判断は、どういう考えなのかな。繰り上げ充用ということは、要するに今年度の国保の収入でもって前年度の赤字を埋めるといいますから、それは今年度の収入を先食いするということですよ。そうすると今年度の収支もまた困難になるということになりますので、どうでしょうか。繰り上げ充用ではなくて一般会計からの繰り入れで赤字を解消すべきではなかったかと思いますが、その点のお考えを聞きたいと思います。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えいたします。

市長の方からは、一般会計からの繰り入れも含めて検討をという部分につきましては、3月議会でも市長の方から答弁があったように、実際に指示を受けてございます。ただ、一般会計からの繰り入れの額等につきましては、当然、今後の国保会計の推移等々も見ていかなければなりません。実際に平成22年度につきましても、単年度ではありますけど2億を超えるような黒が出たということもございまして、これにつきましては引き続き、数字につきましては検討させていただきたい、このように思っております。

○15番（平野文活君） 議案質疑でありますので、この程度にして、あとはまた一般質問でやりたいと思います。ありがとうございました。

○24番（泉 武弘君） 5,000万円の誘致補助金について、議論を拝聴いたしました。本当にこういう予算の組み方でいいのかな。これが今の現時点における私の偽らざる気持ちです。補助金については、当然のことながら補助効果というのが求められます。法的には補助金適正化法という法律が適用されるわけですが、先ほどからの議論を聞いていただいて、おいおい、大丈夫か。行政というのはそういうずさんな計画しか立てられないのか。

これが私の今のこの補助金に対する素直な考えです。

そこで、何点かまとめてお伺いします。この5,000万の補助金を計上するに至った経緯を詳しく説明してください。先ほど23番議員の質問に対して課長から答弁がありましたけれども、全く理解不能な答弁でした。この経緯を明確にしてください。

それから2点目に、この5,000万の補助金を別府市旅館ホテル組合連合会を経由して支出するそうですが、補助金交付申請は出ているのかどうか、これが2点目です。

3点目に、当該団体をもって補助金の執行をするということになりますと、当然この団体との委託契約等が必要になるとと思いますが、これについてはどのような取り扱いをしているのか、これが3点目です。

4点目に、4,000万円は20名以上の団体貸し切りバスに適用しますよ、あとの1,000万円についてはPR費に使います、こういうふうに出るに当該団体の幹部が言っていますが、このような裁量権付きの補助金というのは、法的に見て問題がないのかどうか。

この4点を、まず御答弁いただきたいと思います。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず1点目の今回の5,000万の計上に至った経緯ということでございますが、先ほど来説明をさせていただいております3月11日の震災の関係で今までになかった数のキャンセルが発生したということで、ここの部分の手当てを行政としてしなければいけないのではないかとこの考え方の中で計上させていただいたというような状況であります。

それから2点目の補助申請、それから3点目の委託契約の部分に関してでございますが、現在まだそこまで事務手続は進んでおりません。今後、早急に進めていきたいと思っております。

それから、5,000万のうち1,000万の使い道の裁量権というようなお話がございました。認められるのか認めないのかということでございますが、いずれにしてもこの5,000万の使途に関しては、これも先ほど来説明をさせていただいております。我々としては5,000万という金額の補助をするわけですから、その辺の使途に関しては注視といいますか、きちっと監視をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 3月11日以降のキャンセル客の増加に伴って緊急に対応した、こういうことなのですね。市長が選挙戦の中で、億単位の観光振興費を組む、このように言っているのです。これは市長、あなたの選挙公約に基づいた今回の観光客誘致の施策なのでしょうか。それとも純粹に行政が判断をしてこの時期に緊急集客対策をやらなければいけないというふうに判断した結果なのか。いずれをとって今回の予算計上に至ったのか、説明してください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

今回の予算計上に当たっては、民間の研究機関、こちらの調査でも3月期12.2%の大幅な宿泊客の減少があるという報告も受けておりました。それから、選挙中でもありましたので、直接指示は受けておりませんが、これに対する対応、こういったものも内部で副市長以下検討しておりました。その中で今回の予算につきましては、先ほど、最初河野議員の方から質問がありましたように、緊急対策ということで、これを先延ばしするとなかなか旅館ホテル組合の方も効果の方が望めないということで、とりあえずその分を取り戻すという意味での予算を上げさせていただいております。当然、今後の観光再生、全体に通年を通した政策に関しましては、新たにまた政策なり今回の方法の改善、それも模索しながら検討していかなければならないと考えております。そういったことで予算編成に当たってまして査定なり、また先ほど言いました補助金の申請、こちらがまだ予算を通過しませんと当然受け付けができませんし、補助決定をすることもできません。その辺でまた打ち合わせなり詳細を詰めていきたいと考えております。

○24番（泉 武弘君） おかしいではないの。補助金5,000万をこの議会に上げてきた

わけでしょう。その基礎になるものは、補助を行う事業というものが定かになければいけないのでしょうか。その事業はどこにあるの。事業計画というのをどちらがつくって、今どういうふうになっているのですか。事業計画を見せてください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

当然、予算要求時には概算の事業内容、計画書も拝見しております。詳細については、先ほど質問いただいて若干詰まっていなかったところもあるということは御承知のとおりですけれども、その中で補助申請、こちらの方で最終的な分が出てきますので、それについては当然情報公開ということでもなくとも資料提供ということでお出しできるのではないかと考えております。

それから、事業内容についても当然把握した上での予算編成でありますので、何もなかったところに金額がついたということではありません。

○24番（泉 武弘君） 予算を要求し計上するときには、客観的な事実やそういうものがバックベースにあって初めて計上できるわけでしょう。いまだに煮詰まっていなかったものがある。煮詰まっていないような予算を要求しなさんなよ。5,000万という補助金の額というのは、大変な金額なのですよ。先ほどからお話を聞いていますと、この経済波及効果、1人2万円の消費額掛け人員分、だから8億円だという言い方をしましたね。今主流になっているのは、観海寺にあるホテルが集客している1泊1万円以下が主流になっているのです。余りにもあなたたちはずさんと思いませんか、この予算計上。

ならばお伺いしましょう。今回の旅行者という対象は、旅行業法に基づく許可の中で1種、2種、3種、その他、全部対象にされるのですか。答弁してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今のところ打ち合わせをしている状況ではございますが、基本的にはしかるべき旅行代理店、資格を持っているところが加入しておりますJATA（日本旅行業協会）、あるいはANTA（全国旅行業協会）というような組織体がございますが、こういったところを対象にしてというふうを考えております。合わせて1,000社ほどあるというようなことも聞いておりますが、その中で資格の部分についてでございますが、明確に調査をしておりますが、少なくともその団体に加入する前段としてそういう部分が求められているというふうに聞いておりますので、結果的にはそういった資格を保持した、あるいは所持した業者さんをお願いするというようなことになろうかと思えます。

○24番（泉 武弘君） 課長、あなたは自分が言っている意味がわかっているの。今予算が計上されている。これは旅行者を通じて20名以上の貸し切りバスを対象としたものに対して補助しますよ、こう言っているのでしょうか。その旅行者というものは1種、2種、3種のすべてを対象にするのですか、それとも1種、2種だけですか、3種も含むのですかということを知っている。予算計上するに当たって、経由する旅館ホテル組合連合会、ここを經由して旅行会社に渡すのでしょうか。その対象は何社のどういう資格を選んで対象としたのですか。答弁してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

大変申しわけありません、そこまでの詳しい詰めはまだ行っておりません。

○24番（泉 武弘君） 一番冒頭に、補助金の交付については慎重でなければいけないといったのは、ここなのです。あなた方は1種、2種、3種ということも把握してないのでしょうか、恐らく。どのくらい国内に資格を持っている旅行者がいるかということも、恐らく把握してないのだと思えます。

それでは、もうちょっと議論を進めますね。では、国内の旅行者と国外の旅行者、これを同一に扱うのですか、これが1点目。

それから、現在直接集客をしている旅館・ホテルがありますね。こういうところは20

名以上の団体を誘致しても対象にならないのですか。これが2点目。

3点目に、別府市を訪問する旅行者の形態、個人、小グループ、団体、いろいろありますけれども、なぜ20名以上に補助金が出て、個人に補助金が出ないのですか。こちらの税執行上の公平性というものはどう担保されるのですか、説明してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず1点目の国内外の振り分けということでございますが、先ほど御説明させていただきました。JATAあるいはANTAに加盟しているという旅行代理店であればということで、今のところそういう考え方でおります。

それから、旅館・ホテルが直接誘致をしている部分はどうなるのだということでございますが、今回、旅行代理店というような形の中で補助というふうに考えておりますので、この部分に関しては今のところ対象外になるのかなと思っております。しかしながら、この辺の部分に関しては、またちょっと詰めをしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

それから20名以上、20名でくくっているがということでございますが、団体客という考え方の中には一定割合での人数を宿泊させていただきたいという考え方の中で20名というくくりをしております。したがって、19名以下、20名に満たない場合の個人客の方も含めて、今回の部分に関しては対象にはならないというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 先ほど言われました国内・国外の旅行者という意味だろうと思うのですね。あなたが頭文字だけとって表現しましたから詳しくわからないのですが、これは国外の旅行者も含むという意味なのですか。それとも国内だけに限定するというのですか。ここを定かにしてください。

それから、別府市を訪問するということから見ますと、個人であれ団体であれ、エージェントが集客するか否かは別にして、みんな別府市に恩恵をもたらすのですね。それを、あえて20名以上というふうに限定してしまうと、税運用上の公平感というものが損なわれるのではないですか。この5,000万という緊急対策という美名のもとに、そういう税執行上の公平感を損ねるといえることがあっては僕はないと思います。

まず1点目に、税執行の公平感はどう保っていくのか。

それから、さっき言った海外旅行者は含むのかどうか。

それから、先ほどの答弁の中で、自分の旅館・ホテルで自分らが営業活動をして集客している、それも検討したいと言ったけれども、なぜ検討しなかったのですか。

この3点、答弁してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） 先ほどの国内外の振り分けということでございます。何度も申し上げますが、そういう旅行代理店の皆様が加入している組織に加入しておればということで考えております。

それから、税の公平性ということでございます。今回、団体客という形の中で提案させていただきましたのは、まず即効性のある形のを求めなければいけないという客観的な事由がございました。その中で、これから季節的なものになるわけなのですけれども、7月から8月、9月、こういったところは夏休みを中心にして個人のお客様、動きが出てくるというようなことでございます。逆に団体客の方が、団体で動かれる方々が薄くなる季節というようなことで、団体というような形で考えさせていただきました。

それから、これはもう当然今後ということになるわけなのですけれども、先ほど企画部長も答弁しましたけれども、今後個人客も含める中で、今回の状況を検証しながら個人客を含めた形の中で、てこ入れも考えなければいけないというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） ならば緊急ではないではないですか。緊急対策をやるのでしょうか、今回。観光振興として継続的な、永続的な制度を構築するのではないのでしょうか。「3.11」

の震災以降キャンセルが相次いだ。だから緊急的にやるということでしょう。それは継続的なことを言っているのではないの。5,000万円を緊急対策として即効性のある効果を出したい、これが8億円ですよ、あなたたちはこういうふうに理論的に説明している。なぜそれが継続性になる。

では、お尋ねしますよ。この5,000万円を取り扱う旅館ホテル組合連合会の負担金は幾らですか。この事業に対する負担金は幾ら組んでいるのですか。

2点目に、市内では障がい者団体、今回障がい者団体に対する市有地の貸し付けが出ていますね、条例で。高齢者の団体、どこも経営が大変厳しい。自治会で赤字決算をしたところが、昨年度ある。こういう中で旅館ホテル組合連合会だけに5,000万の事業資金を補助金として渡す。これは税の公平性から見て、今後問題が生じませんか。そこらはどう考えているの。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

このたびの事業に伴う、当該団体の負担ということでございます。これは26万ということで、使途に関しましては、事務費というような形の中で26万の負担をするということになっております。

それから、障がい者団体あるいは高齢者の団体のお話がありました。税の公平性ということでございますが、これも先ほど来説明をさせていただいております。別府市の場合の基幹産業、いわば別府市の経済の全体を担っているような業種といたしますか業態でございます。確かに直接的にはそういうような形の中で旅館の方に、あるいはホテルの方にその結果というものが残るわけなのですけれども、非常にすそ野が広い産業でございます、そういった部分を含めて今回旅館・ホテルという形の中で補助するというようなことにさせていただきます。

○24番（泉 武弘君） 納得できませんね。市長、今回予算査定を最終的にあなたがされました。この中で、こういう危惧はありませんでしたか。今、長崎、武雄がこういう補助金というものを、誘客に対する補助金を出しているそうですね。これは一見しますと、観光振興としては評価ができるような気もしないではない。今後、公費から補助金を交付して誘致をするということになってきた場合に、観光都市間、観光地間の補助金合戦に発展するということは考えませんでしたか。これが1点。

この補助金を交付したことによって誘致原価が高まるということは、懸念はないですか。この2点、答弁してください。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

今回の補正予算につきましては、先ほど課長の方から答弁をさせていただきました。3月11日の大震災以来、これはもう別府だけでなく全国の観光が疲弊をしているということで、これまで日光が95%の減など、非常に観光は観光庁ができて以来の大変な危機になっているという部分もございます。

今、議員さんの方から御指摘をいただきましたが、今回こういう補助金を出すことによって誘致合戦といたしますか、そういう面もあろうかと思いますが、これはそれぞれの自治体でいろんな観光についての思いがあろうかと思っておりますので、私どもはそういう部分は思っておりません。

○24番（泉 武弘君） 緊急対策と言いながら、今回の補助金は観光客誘致のコストを競り上げる、こういうことも反面考えなければいけないのですね。私は、今、全国で議会が開かれていますけれども、どのくらいの市がこの緊急対策として観光振興の補助金を組んだかわかりませんが、別府市のようなやり方をすれば、別府市が20名で補助金をつけるのだったら、我々は10名でつけよう、個人にもつけよう。そのことが観光施策、今後の別府市の地盤を強化する観光施策と乖離するのではないか、相反するのではないか

という気がしてならないのです。

確かに未曾有の災害があったわけですから、その時期を失したくないという気持ちがわからないではないのです。しかし、今回予算計上に至った、余りにもずさんとしか言いようなないこの予算を認めるということになりますと、地方自治法の費用対効果、これに目隠しをして手を挙げなさい、こう言われているような気がしてならないのです。

そこで、経済効果8億円についてお伺いしますが、補助金を出したときの効果と、補助金を出さないときの効果の補助実績というのはどういう形で検証していくのですか。具体的に答弁してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今回我々が想定しておりますのが、4万人という数でございます。この4万人のお客様の消費状況、これは追跡して調査するつもりにしております。したがって、補助をした場合、それから補助をしなかった場合というお話でございますが、確かに比較論でいけば、その前後の比較という話にはなるのでしょうかけれども、今回の場合に関しましては、今申し上げましたその4万人の方々はどういう形の中でどれくらいの金額を消費したかという部分、相対評価ということではなくて絶対評価というような形になろうかと思っておりますけれども、その部分に関しては追跡して調べたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 市長、どうなのですか、経済効果というものを8億というふうに試算したのですね。当然そこを議員の皆さんも、8億も経済効果があればいいではないかというのも一つの見方です。私みたいに、いや、それは観光施策としておかしいのではないかという見方も一つの方法です。しかし、8億の経済効果を当然行政側は議会に詳細に報告する責務を負うのですね。これはもう当然のことです、5,000万も補助金を出さなければなりません。

そこで、これが来年2月までですね。いつの時点までにこの経済効果を具体的に詳細に報告できるのか、経済効果が発揮できないとしたときの政治責任をどうするのか。この機会に明確にしておいてください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

いつになったらというような御質問でございます。これは7月1日から動き出す、可決をいただければ7月1日から動き出すという予定にしております。したがって、4万人のお客様がいつの段階で見えるのかということになりますので、もちろん逐次追跡はしていきますが、最終的にいつかという部分に関しては、4万人のお客さんが見えた後の段階でないということでございますので、具体的な時期に関しては今申し上げかねます。（「責任は、責任」と呼ぶ者あり）

○副市長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公費の5,000万を投入して観光浮揚を図るわけでございますので、この責任という部分であります。私どもはこれで一定程度、十分その役割は果たせるものというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） この前、新人の部課長さんの議会答弁の研修会がここでありました。私はちょうど傍聴席にいたのですね。それで聞いていましたら、部課長が答弁よりも質問する方がうまいのですね。つくづくそう感じました。

しかし、今の阿南副市長の答弁をきいていますと、さすが、絶妙だな。その8億円の達成ができるものと信じています。信じることは結構ですけれども、補助効果の実績、これは必ず来年の当初予算までに提出してください。それはなぜできるかといいますと、旅館ホテル組合連合会が実施主体になっているから、毎月の集客からすればすぐ統計ができるはずですから、このことだけ厳しく指摘をしておきます。

さて、次の議案に移りますが、先ほど15番議員が暴力団排除条例について質疑をしま

した。私も本当にいいことだと思っています。それで、情報提供に対するいろいろな取り扱い方についても自治振興課の参事から説明がありました。

市長、実は私はほかのことをインターネットで検索していたのです。それで、ここに選挙期間中にたくさん出ましたね、福岡県民新聞。ここに「本当かいな」というのが載っているのですよ。この真偽は私はわかりませんよ。真偽はわかりません、言っておきます。福岡県民新聞がどういうものかも、私は把握していません。ただ、検索をしているときにこれがたまたま引かかった。

ちょっと読みますよ。「別府市長の『代理人』に新疑惑。暴力団幹部、『利権に命をかける』」、こういう見出しです。ちょっと読みますね。「関係者の証言を総合すると、09年3月ごろ、九州重環オペレーション別杵事業所で、従業員の雇用を守るためとして、労働組合結成の話が急に持ち上がり、26人中25人が組合に加入させられた。同29日に藤ヶ谷清掃センター内の事務所で組合の結成式が行われたが、このときX社長と、ある社員の実父と一緒に白い高級外車に乗ってやってきた。X社長らは、事務所に入ると組合員の名簿をチェックしていた。大分県警察関係者によると、この社員の実父は、熊本に本部を置く暴力団の幹部と認定されているという」、こう出ているのですね。

この後段がありまして、「別の関係者は、暴力団幹部は、会社の方針に反発したり疑念を抱く従業員を脅して黙らせる役割も担っていた。09年ごろから、おれはこの（ごみ処理施設の建て替えに絡む）利権に命をかけていると周囲に吹聴していたと話す」。

市長、これは先ほど言いましたように、真偽のほどは責任を負えません。ただインターネットで検索した中でこれが出てきたのです。もしこれが事実とすれば、今度の暴力団排除条例の当然対象になるのですね。私は、今回の暴力団排除条例は大変高く評価しています。

では、先ほど15番議員が言いました実効が上がるようにということを考えるならば、この記事は看過できないと思うのですね。一つの情報提供がこの福岡県民新聞によってなされたというふうに考えたときに、実態調査をやるべきだと思いますが、この条例提案者の市長の見解を求めます。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

そのような事実はないと思っておりますが、仮にその調査につきましては、市としては調査する意向はありません。この問題につきましては、広域圏事務組合、こちらの方の所管する問題であろうと考えております。

○24番（泉 武弘君） それはおかしいのではないの。暴力団が関与しないための排除条例でしょう。事務は広域圏がやっているかもしれませんが、別府市が6割負担をしている事業においてこういう利権が絡んでいるということでしょう。それでは、広域圏がやる事業については暴力団が絡んでも、別府市としては調査しないということですか。明確にしてください。

○企画部長（大野光章君） 本条例については、まず9月1日施行と予定しております。それから、条例施行後においても各事業所、市内の市民、それから事業所に努力義務を課しております。当然、各事業所においては暴力団の排除に向けた努力、これを徹底していただきたいということで啓発をしていきますが、これについて強制的に市がすべての事業所に関与するということには、なかなか難しい点があるかと思えます。ただし、市の関与する、特に関与の強い広域圏事務組合でありますので、こちらの方にも市の趣旨、本条例の趣旨を十分加味していただいて、市民の疑義があればそういった調査をしていただくなり、そちらの方で要綱なり規定でまた確実な方法をとっていただくような方法が望ましいのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） 別府市が広域圏事務組合事業の60%を負担をしている。その中

においてこういう記事が報道された。しかし、それは調査しません、努力義務を課していただきますから。だからあなたたちはずさんだ、腰が弱いと言う。情報提供があったら何らかの形でこのことが事実かどうかというのを調査しなければいけません。広域圏の6割を別府市が握っておるわけでしょう、予算にしても人事にしても。その問題が指摘されたのに、あなた方がそういう逃げ方をするというのだったら、私は最初から、ただ暴力団排除条例を出しておけばいいわというふうには見えません。

市長、この問題は極めて深刻な問題だと思います。ないことを望みますが、市長として絶対にこの調査をやってほしい。このことを強く要望しておきます。

それから、今回防災マップの予算が上がっています。それで外国人に対する外国語の防災マップの作成のようですが、このことについて私は異論を持っていません。ただ、市長、地震調査委員会が来年3月に東南海地震の被害想定をすべて見直す、こう言っている。それともう一つは、今後は津波に対する、津波想定もあわせて出しますよ、こういう時期なのですね。それが出る前にこれを作成してしまったときに、前後の優先劣後の関係で被害想定がさらに高くなったときに、この作成したものをまたやり直さなければいけないのではないかという危惧の念があります。

それからもう1点。市長、この機会に大変評価しますけれども、なぜ評価するか。あなたは自衛隊の司令のところに行かれましたね。慰労に行かれたようです。このことは私は本当によく気がついたな、実は本当に評価しています。そのときに気仙沼の防災マップを見ましたね。気仙沼市がつくっている防災マップと実際の今回の地震被害とが99%全部一致していたでしょう。私も実はびっくりしたのです。ああいう確実な防災マップがある。そこまで慎重、正確を期さなければいけないと思うのです。そういうことからするならば、予算執行については、予算は認めますけれども、やっぱり慎重で時期を選ばなければいけない、これが第1点。

防災マップをつくることもさることながら、駐屯地司令がある新聞に、「大分県は危機意識が希薄だ」、こう言っていましたね。新聞に大きく出ていましたね。私もそうだと思うのです。この機会に実際に被災地で体験されたことを職員や市民に対して防災講話として駐屯地司令並びに自衛官を招請して防災対策に生かすというお考えはありませんか。市長のお考えをお聞きします。

○市長（浜田 博君） 御指摘ありがとうございます。防災に関しましては、気仙沼のマップを見せていただいて意見交換をさせていただきました。ぜひ司令みずから出向いていただいて、まずは市民に、また職員に対してぜひ講話をお願いします、現地の報告もお願いしたいということは、その時点で申し出まして、実はもう自治会の方でもそういった対応をすぐやろうというお話を一緒にさせていただきました。これからはしっかりそういう方向で勉強して、気仙沼に負けないようなやはり防災マップをしっかり見直していきたいな、こう思っています。

○24番（泉 武弘君） 駐屯地司令に対して、自治会連合会がすでに講演依頼をしているようです。特に1,000名になんなんとするこの市の職員が、本当に震災地はどうだったのかということをお司令から講話としてお聞きするというのは、今後の防災対策上大変僕は有意義だと思うのです。そして市民に対しても、別府市が音頭をとって防災講話として司令に話をしてもらおうというのは、大変僕は肝要だと思います。その実現にぜひとも市長、努力をしていただきたい、このことをお願いしておきます。

それでは、まとめをやります。観光のための補助金、これについては、私は今の時点で「イエス」と言うだけの勇気を持ち合わせておりません。

それから暴力団の排除条例、この条例制定には高く評価しますが、実効を上げるために、きょう問題提起をしたことは絶対に調査をしてください。

それから、3点目の防災マップについては、東南海地震の津波被害想定を3月までにやるということで調査委員会が発表していますから、それとの優先劣後の関係、うまく整合性を保てるようお願いしたい。

それから、駐屯地司令をお願いして、本当に防災上、今別府市がどう取り組まなければいけないのかということを生きた講話として要請していただくよう、さらをお願いを申し上げまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

- 12番(猿渡久子君) 高齢者福祉課関係それから児童家庭課関係、スポーツ健康課関係の順で補正予算の質疑をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、12ページに介護保険施設整備費補助金が上がっていますが、この中のスプリンクラーと施設整備費補助金について説明をしてください。251万3,000円上がっていますが、中身を。対象は、どのような施設になるのか等を説明してください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

平成21年4月1日施行の消防法施行令の改正により、新たにスプリンクラーの設置が義務づけられました。要介護度3以上の方が常時宿泊する、小規模多機能型居宅介護事業所に対するものでございます。

- 12番(猿渡久子君) このスプリンクラーの設置は、長崎県の認知症高齢者のグループホームの火災をきっかけにして小規模の福祉施設の防火管理体制などが見直されて義務づけられたものだと思います。今年度末までの猶予期間だというふうに思いますが、これで消防法施行令の義務づけの対象となっている施設は、すべて設置が完了するのでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

市の補助対象となっている施設では、認知症高齢者グループホームの11施設、小規模多機能居宅型介護事業所の1施設が、消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられましたが、今回の補助金の対象施設の設置によりすべての施設が完了いたします。

- 12番(猿渡久子君) あわせて、上がっております介護基盤緊急整備事業補助金3,000万円、これについて説明をしてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

緊急的な経済雇用対策を推進するとともに、将来必要とされる介護拠点の整備を促進するため、国の経済危機対策により拡充された助成制度を活用して、社会福祉法人が実施する認知症高齢者グループホームの整備費に対して補助するものでございます。

- 12番(猿渡久子君) 国の経済危機対策の事業ということで、国の資料も手元にありますが、これによって今介護保険の4期目ですが、4期目計画で予定されていたものに上乗せをして前倒しをして整備をしていくという中身だというふうに思います。国全体では4期計画で12万人であるところを4万人分上乗せをする、3年間で合計16万人分特養ホーム、老健施設、認知症グループホーム、ケアハウスの整備量をふやしていくという中身だというふうに思います。別府でいえば、この認知症高齢者グループホームについて幾つこれで整備されることになるのか、定員数がどれだけの定員数になるのかを教えてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

現在、認知症高齢者グループホームにつきましては18ユニットでございまして、1ユニット定員9名のため、162名の定員となっております。今回の整備により2ユニット18名の増員が図られるため、合計180名の定員となります。

- 12番(猿渡久子君) 前倒しをして上乗せで定員増が図られるということで180名の定員になる。大変ありがたいことだと思います。ただ、市内の認知症高齢者の数全体としては把握をしていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

うちの方で把握しているのが在宅の方についてのみですが、毎年、民生委員の皆様方の協力により把握をしております。ちなみに平成22年4月1日現在でございますが、認知症の方が152名、認知症で準寝たきり状態にある方が11名、認知症で寝たきりの方が32名の、合計195名の方を把握しております。

○12番（猿渡久子君） 在宅の認知症の方が、22年4月現在ですが195名ということで、やはりこの介護をしていらっしゃる方は本当に大変だと思うのです。やはりこういう施設整備、基盤整備を今後さらに進めていく必要があると思います。これは基盤整備を進め、施設入所がふえると介護保険料が上がってくるという制度の矛盾がありますけれども、やはりニーズとしては高いと思いますので、今回繰り上げた分を5期目の計画からその分を差し引くということではなくて、やはり基盤整備が必要だというふうに考えています。

これは経済対策ということですので、施設の建設は市内業者に受注できるようにするべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

補助金に係る国の要綱では、業者選定に当たり透明性、公平性の観点から一般競争入札等、市の契約手続きに準拠して実施することとされていますが、国の経済危機対策の趣旨が、地域経済対策及び雇用対策を目的とするものでございますので、事業を実施する社会福祉法人に対して、業者選定に当たっては透明性、公平性を確保するとともに、可能な限り市内業者を選定するよう要請しているところでございます。

○12番（猿渡久子君） では、その次に上がっております高齢者住宅改造助成に要する経費について説明をしてください。子育ての部分は先ほど若干説明がありましたが、説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

本事業につきましては、大分県の平成23年度の新規事業であります、おおいの安心住まい改修支援事業に基づき、県と市町村が合同で県内の高齢者世帯が行う持ち家住宅の改修工事に対し補助する経費でございます。具体的には高齢者の寝室及び居間の簡易耐震改修を行う事業とバリアフリー改修等を行う事業の2事業に対して補助をするものでございます。また補助率等につきましては、簡易耐震改修につきましては、補助対象工事費の50%で、限度額は30万円となっております。またバリアフリー等の改修事業につきましては、補助対象工事費の15%で、限度額は同じく30万円となっております。

○12番（猿渡久子君） これ、簡易耐震事業については新規事業のようなのですが、バリアフリーに対する助成金というのは、これまでも県と市で行っている既存の事業がありますね。住宅改造助成事業ですね。この事業については、やはりこれまでも希望者が多いのだけれども、年間十数件で先着順で、希望するけれども、なかなかこの事業が受けられない、助成が受けられない人も多くて、業者の方からもこの事業がもっと数が、件数が多いといいのという声を聞いているのですね。既存の事業については、補助率は3分の2ですね、67%程度というふうに聞いていますし、限度額が40万というふうに聞いています。こちらの事業も非常にニーズが高いので、今回の新規の部分も対象が広いのでありがたいと思うのですが、利用する方にとってはわかりにくいし、やはり既存の事業についても対象を広げてもらいたい、件数が広がるとありがたいと思うのです。これは一本化できないのでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、同様の事業であります。本事業の実施に当たっても、県より事前の調査が来た際に、従前の事業を一本化してもらいたい旨の要望はしてきたところなのですが、県の所管課が建築住宅課と高齢者福祉課に分かれているため困難と聞いて

ております。

- 12番（猿渡久子君） 何か縦割り行政の弊害と申しますか、わかりにくいし、やはり既存の事業についてもさらに対象件数を広げていくように、一本化を含めて引き続き要望をしていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。13ページの特別保育等に要する経費の追加額。子育て支援センターの委託料として560万円出ていますが、この内容について説明をしてください。

- 次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市内には総合的な子育て支援の拠点施設である子育て支援センターのセンター型が3カ所、広場型が2カ所あります。今回新たに広場型1カ所の申請があり、委託料560万円を補正予算として計上させていただいております。

- 12番（猿渡久子君） 私は子育て支援センターの充実、児童館の充実、議員になる前から一貫して求めてきましたが、6カ所目の子育て支援センターができるということで大変ありがたいと思います。新たに開設される施設は、訪問事業も行うというふうに聞いていますが、どのような内容のものになるのか説明をしてください。

- 次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

開設を予定しております子育て支援センター「にじのひろば」は、平成15年から3年間、西地区社会福祉協議会、西地区青少年育成協議会との共同で子育て支援育成事業を実施した実績があり、地域の協力を得やすい環境にあると同時に、子育て支援相談員の経験者を配置し、虐待や保護を必要としている家庭への支援や相談を民間で取り組むことを考えており、養育支援が必要な家庭に対しては継続的な訪問援助を実施することができるというふうになっております。

- 12番（猿渡久子君） 今までなかなか行き届かなかったと申しますか、踏み込めなかったと申しますか、訪問事業をされるということで大変いい事業だと思うのです。養育支援が必要な家庭というのをどのように把握をしていくのか。それとオープンの時期がいつかも含めて答弁してください。

- 次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

核家族化が進み、育児に関する相談者が身近にいないため、悩んだり育児疲労から虐待をしてしまったという事例がたくさんあります。これまでの支援センターでは、センター内で指導等を行ってきましたが、今回開設される支援センターは、支援相談員の経験者がこれまでの経験を生かし、養育相談等の訪問指導も実施するようになっております。具体的な訪問方法等は、今後、児童家庭課と協議しながら連携して対応していきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 相談員さんとか民生委員さんとか、そういう方と十分連携をとりながらやっていく形になるかと思うのですけれども、これまで十分な経験がある方ですので、その辺の連携もうまくいくのではないかと思います。ぜひ期待をしています。

事業費の財源はどのようになっているか、説明してください。

- 次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

委託事業費560万円のうち2分の1の280万円は、次世代育成支援対策交付金として国の補助を受けるようになっております。

- 12番（猿渡久子君） このような子育て支援事業は、やはりニーズが高まっていると思います。市長の公約にも児童館、子育て支援センターを中部地区に設置をするということが言われていますので、今後やはりこのような子育て支援センターや児童館の増設を具体的に早い時期に進めていただきたいと思いますと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

議員さん御承知のように、「子どもは社会の宝」とよく言われております。この次世代育成支援につきましては、いろんな部署でいろんな施策に取り組んでおるところでございます。

議員さん御質問の件でございますけれども、子育て支援センターが、児童館も入るのですけれども、現状の設置数につきましては現状のままでよいというふうに、そういった認識はいたしておりません。今後この設置数や内容につきましても、さらに充実を図っていききたいという、今検討に入っているところでございます。

○12番（猿渡久子君） 早く具体化を進めていただきたいと思っております。

それでは次の項目、スポーツ健康課関係で、18ページに教育研究指導に要する経費の追加額が上がっていますが、これについて説明をしてください。大分元気っ子体力パワーアップ事業、この内容を伺いたいと思っております。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

この事業では、別府市の3校が県の指定を受けたものでございます。具体的には小学校1校、中学校1校が体力向上推進校なのでありますが、鶴見小学校に10万円、それから北部中学校に12万5,000円、それから1校、小学校に体育専科教員活用推進校、これが南小学校に12万5,000円、以上の計35万円を県から歳入として委託金が入ります。各校とも支出としまして体育用品費、事務用品費、中でも北部中学校では地域の指導者を講師として招聘をしまして、体力向上学習を実施するというための謝礼金を計画したものでございます。

○12番（猿渡久子君） 今、南小学校の体育専科教員活用推進校としての活動に対してという説明だったのですけれども、その体育専科の教員を南小学校に1人配置しています。これが3年目を迎えているわけですが、その活動の成果について少し説明をしていただけるとありがたいと思っております。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

南小学校は、体育専科教員モデル校として指定を受けまして、具体的には体育学習を充実させるために、まず低学年の1、2年生におきましては、各学級担任が体育専科教員から具体的な学習方法なり資料の提供なりを受けまして、中心になって学級担任が指導しております。3年生以上におきましては、体育専科教員と学級担任とがTT（チーム・ティーチング）指導をしたり、それから少人数指導をしてきております。それから体育教科授業以外の取り組みとしまして、毎朝、あるいは中休みに50メートル走を数本走るですとか、体育的な行事としましてマラソン大会を復活させるですとか、それから運動会での活躍を掲示をしたりしまして、子どもたちの体育意欲の向上を目指しているわけです。

具体的な南小での成果につきましては、現在2年間の取り組みでして、教員にしても児童にしても、少しずつの学習の流れ等が定着している状態ですけれども、具体的に昨年度の集計データによれば、例えば走力面では50メートル走を見ますと、3年生男子で平均0.7秒アップ、6年生男子でも0.6秒アップ。あるいは水泳におきまして、3年生以上においては25メートル以上泳げる者が2.7倍増というようなデータが上がってきております。それから、3年生以上の子どもにおいてアンケート調査をした結果によりますと、90%以上の子どもが非常に体育が好きだというふうな成果があって、少しずつ取り組みが形にあらわれているのではないかととらえております。

○12番（猿渡久子君） 90%以上の子どもが体育が好きというすばらしい成果が上がっていると思っております。やはりこの体育専科の先生の効果が上がっているということですので、ほかの教科についても専科の先生をふやす必要があるかと思うのです。その点県に要望していただきたいし、今回運動用具の購入の費用が上がっているのですが、ほかの学校についてもやはり運動用具が古くなっているなどというのを、体育祭のときなんかには、体育大会

のときとかに感じたりしたことがあります。やはりほかの学校についてもそういう体育用具の充実を図る予算を確保していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

実は折しもといますかタイムリーに、きょうの午後、南小において計画どおりに研究授業を行うようにして、指導主事が中に入って具体的な事後研において交流を深めたり、具体的に市内の小中学校に広がるように計画をして実施をします。

今議員さんがおっしゃったように、本当に体育専科教員がふえて、しかも今不足していたり消耗していたり、かなり貧弱だなというような運動用具が整ったりすることを本課としても望んでおりますし、ぜひ強く継続して県の方に要望してまいりたいと考えております。

○議長（松川峰生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日18日及び19日の2日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、20日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時17分 散会